

行政改革の取り組み状況

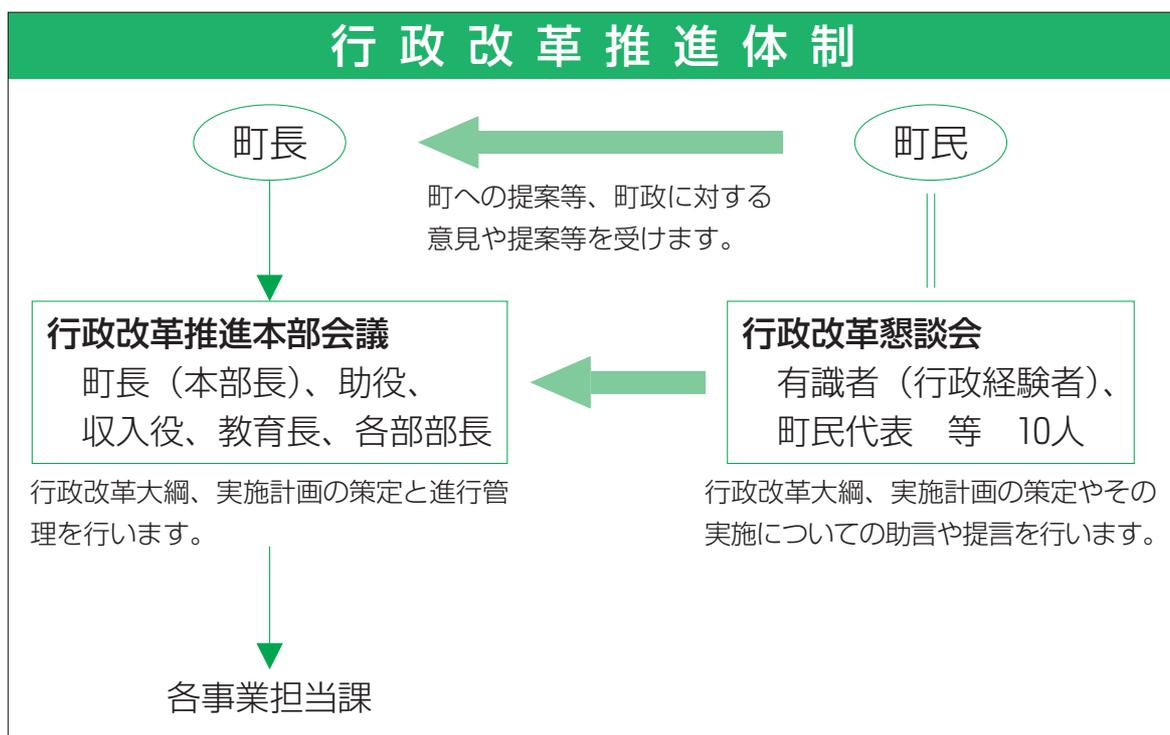
取り組み経過

社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに対応できる体制づくりと、長引く不況に起因する厳しい財政状況下で健全な行財政運営を行っていくため、平成八年五月三〇日に「葉山町行政改革大綱」を策定し行政改革に関して取り組むべき課題と目標を整理しました。また、それらの課題や目標を着実に実現化するため、平成十二年度までの五カ年を期間とした実施計画を策定しました。

現在は、平成十三年度から平成十七年度までの期間について定めた「第二次実施計画」に基づき、行政改革の推進に取り組んでいます。

行政改革推進体制

行政改革の推進にあたっては、町民の皆さんの声を反映させること、全庁が一元となって取り組むことが重要です。町では、次のような体制で行政改革の推進に努めています。



平成十四年度中の 主な取り組み内容

- ①事務事業の見直し
 - ア 経常経費の節減、国及び県補助金の確保等財政運営の健全化を図りました。
 - イ 民間事業者への委託、業務のシステム化等事務運営の改善を図りました。
 - ウ 審議会の活用、まちづくり条例の制定等住民参加の拡充を図りました。
 - エ 公文書の公開、入札や契約制度の

改正等公正で透明な行政の推進を図りました。

②時代に即応した組織・機構の見直し

ア 行政組織並びに定員配置等検討委員会の報告をもとに、組織の見直しについて検討を行いました。

③定員管理及び給与の適正化の推進

ア 定員削減計画に基づく職員削減を行っております。

イ 職員給料及び手当の見直しを行いました（一般職職員の給料、扶養手当及び期末手当の引き下げ）。

④効果的な行政運営と職員の能力開発

ア 職員による提案制度を活用し、新規事業アイデアを取り入れました。

イ 行政評価システムを改善し、評点化による事務事業の点検及び分析を行いました。

ウ 経験年数、職務内容に応じた研修を実施し、職員の資質向上を図りました。

⑤行政の情報化・文化化及び国際化の推進

ア 広報はやまの紙面を刷新し、町政に関する情報を分かりやすく伝えるよう配慮しました。

イ 住民基本台帳ネットワークシステムを稼動し、パスポート交付申請時の住民票の添付や年金受給の現況届が不要になる等諸手続きが簡略化されました。

ウ 姉妹都市（草津町）及び国際姉妹都市（オーストラリアホールドフア

ストベイ市）との交流事業を行いました。

⑥会館等公共施設の設置及び管理運営

ア 長柄下会館、消防団第五分団詰所の供用を開始しました。

イ 葉山小学校の耐震補強工事を実施しました。

ウ（仮称）保育園・教育総合センター整備に向けた検討を行いました。

数値目標の達成状況

①経常収支比率

目標値

八五割以下

平成十四年度決算値

八七・三割

経常収支比率とは、健全な財政運営の目安となる数値で、財政の硬直度を測る指標です。近年は、景気低迷の影響や行政需要の増加等から多くの地方公共団体が数値が高くなる状況が続いています。

②附属機関の女性委員比率

目標値

二五割以上

平成十五年四月一日現在

二〇・〇割

幅広い分野、年齢層からの登用及び男女共同参画社会を考慮し、町民の意見を反映できるよう努めています。

③総職員数

目標値

平成十年度を基準に十年以内

内に十割削減

平成十年四月一日現在

職員数 三二六八

平成十五年四月一日現在

職員数 二九八八

削減率 五・七割

健全な財政運営を行うため、行政のスリム化を計画的に推進しています。

取り組みによる効果額

行政改革の取組による効果的かつ合理的な行政運営を推進した結果、次のような経費の節減を図ることができました。

職員給与費（職員数削減による給料、諸手当削減） 九九、二三七千円

ごみ収集事業（粗大ゴミ等の有料化による手数料収入増） 八、五五六千円

海水浴場開設事業（海水浴場の縮小による経費削減） 三、五三六千円

庁舎維持管理費（節電節水等による光熱水費の削減） 二、二一七千円



これらの効果額は、重点的かつ優先的に取り組むべきサービス等に振り分け有効に使われています。

問合せ 総務課 ☎内線三一五

自動車NOx・PM法の規制に伴う車両の代替のための融資制度のお知らせ

新たに拡充された制度の概要

平成十五年十月から自動車NOx・PM法の本格的な施行により、対策地域内において、排出基準に適合しないディーゼル車両保有者は、基準に適合した自動車に代替する必要があります。

このため、従来より中小企業金融公庫等の政府系金融機関において、車両を代替する事業者に対する融資を行ってきましたが、厳しい経営環境のなかで、車両の代替を行う中小事業者の中には、不動産等担保が不足するため、車両買い替えのための十分な資金を調整することができない事業者もあることを踏まえて、事業者に対する支援をさらに強化することとしました。

問合せ

経済産業省

産業技術環境指導室

☎〇三―三五〇―一四六六五

